

## 第6章 整備・活用

### 1. 整備の基本的理念

平成2年度に『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』を策定した。史跡としての特性や立地環境特性を十分に踏まえた環境整備を進めるという基本理念のほかに、以下の基本目標・基本方針を定めた。これらは現在でもその意義を有すると考えられることから、今後これを継承する。

#### (基本目標)

- 保護しつつ公開・活用するという大きな前提とし、史跡を文化遺産として最も好ましい状態で保存・活用する。
- 単なる地元固有の財産としてだけでなく、国民的な文化遺産として守り活用するために「安土城」のロマンを大切に、また現在有している城跡としてのイメージを継承しつつ、国民に親しみやすい文化財や歴史空間づくりをめざす。
- 遺構の整備にあたっては、地下に埋もれた不明の部分を発掘調査し、安土城築城当時の形状を明らかにし、わかりやすい史跡となる整備をめざす。
- 史跡地内の遺構はもとより、自然的風土や眼下に広がる城下町と融合した環境を念頭におき、新しい町づくりを進める。

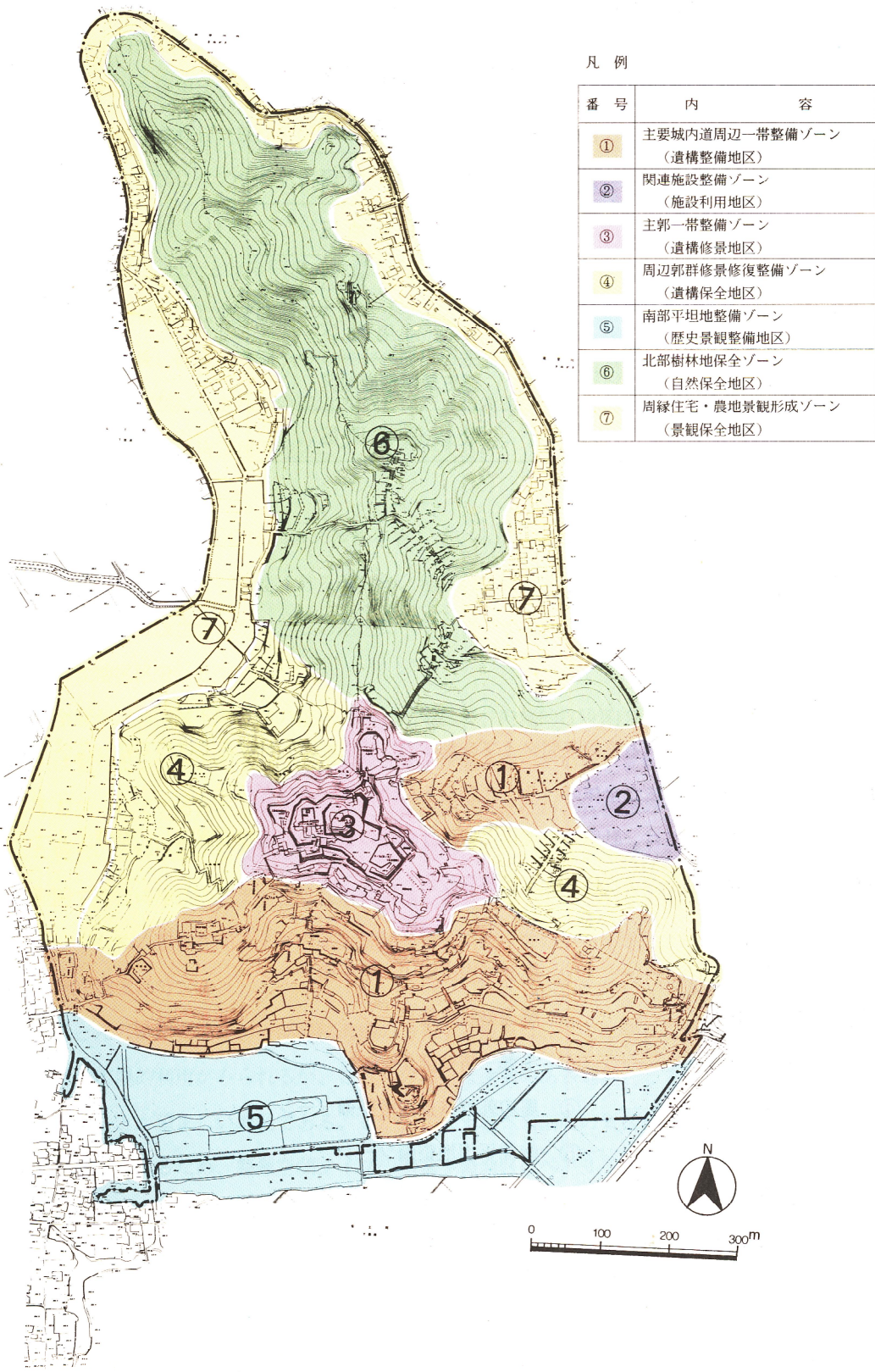
#### (基本方針)

##### (1) 遺構整備方針

- 現状保存、補修あるいは復元のランクづけを行い整備する。
- 郭跡・道については、遺構の状態が明確でない部分は、発掘調査等による調査研究を行い、その成果をもとに検討する。
- 石垣について、高さ、規模、形態、積み方、保存状況等の現況調査等を行い、その結果に基づいて必要な整備を施す。
- 現状保存、補修、復元の具体的手法については、各遺構の特性を十分に考慮して設定する。

##### (2) 造成の方針

- 遺構の保護、景観および自然環境の保全等史跡としての環境を保全する視点から、地形を改変する大規模な造成は行わないことを原則とする。
- 安土城築城当時の復元整備を図るうえで、必要となる後世の遺構等の改変等については、十分な調査、研究成果をもとに進める。
- 石垣や門跡等の復元や修復等に関連する局所的な造成は、遺構の保護、防災上の安全性に配慮した工法等を用いる。
- 雨水排水については、地質上がけ崩れや崩壊を起こしやすい特性があることから、これらの防止に対する十分な配慮を行った排水施設を設置、植栽等による斜面安定の促進を図る。



凡例

番号	内容
①	主要城内道周辺一帯整備ゾーン (遺構整備地区)
②	関連施設整備ゾーン (施設利用地区)
③	主郭一帯整備ゾーン (遺構修景地区)
④	周辺郭群修景修復整備ゾーン (遺構保全地区)
⑤	南部平地整備ゾーン (歴史景観整備地区)
⑥	北部樹林地保全ゾーン (自然保全地区)
⑦	周縁住宅・農地景観形成ゾーン (景観保全地区)

『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』ゾーニング図

### (3) 施設整備方針

- 遺構以外の施設の整備に際しては、遺構の保存、保全を大前提とし、来訪者が文化財を正しく理解できるように配慮するとともに、より快適に利用できるような施設（学習・誘導・便益・修景・安全）を適宜配置する。

### (4) 景観形成方針

- 城跡に相応しい歴史・文化性に見合った景観形成を図る。
- 一定レベルの景観形成を図るうえで、地形・植生・土地利用等については大きな変更をしない方向で考える。

## 2. 整備の基本方針

平成4年度から実施された特別史跡安土城跡環境整備事業は、『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』に沿って実施され、一程度の成果を得ている。今後、さらに遺構の損傷が進むと考えられることから、これらの保存、修復を目的とした整備事業が求められる。そこで、現状の特別史跡安土城跡の整備の基本方針として以下のように定める。

### (1) 大前提としての遺構の保存

- 整備の大前提としての遺構の保存
- 遺構の保存状況や整備手法を検討するための必要に応じた発掘調査等各種調査の実施
- 石垣解体修理の際に必要な発掘調査の実施

### (2) 遺構の保存をより確実にするための整備

- 石垣等の遺構の破損個所の修復や崩落危険個所の修理
- 石段・礎石といった遺構と一体となった土地の崩落・流出個所等の修復、防災措置
- 石垣に悪影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採

### (3) 樹木の適正管理による城郭遺構の顕在化

- 郭内および登城道周辺樹木の伐採による郭の地形・登城道の顕在化、城の内外からの視認性の向上
- 石垣や石塁等重要遺構上の樹木の間伐、伐採等による遺構の顕在化

## 3. 地区別整備方針（表4）

### (1) 遺構集中地区

- 石垣の定期的な清掃と必要に応じた補修・復旧等を行い、現況を維持するとともに、城内外からの視認性の向上による郭の顕在化を図る。
- 大手口は特別史跡安土城跡の玄関口にあたり、城外、特にJR・県道2号線からも良好な視対象となることから、城内外の視認性の向上による郭や大手石段道の顕在化を図る。
- 搦手道は特別史跡安土城跡の東近江市側からの唯一の入山路であり、JR・県道2号線からも良好な視対象であることから将来的に整備をする方向で、土地所有者と調整

を図る。

#### (2) 遺構分散地区

○薬師平等の遺構は現状維持とする。出雲神社は、境内地ならびに参拝路の整備等維持管理に努める。

#### (3) 旧内湖隣接地区

○居住地区であり、積極的な整備は行わない。

○「あづち匠の里」にある旧八日市飛行場管制室の部材を再利用して造ったモラロジー講堂については現状維持とするが、その価値をより高く活用できる場所があれば、移転する。

#### (4) 内堀・城下町・下街道接点地区

○平成11年度に策定した『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』の計画に沿って、安土城跡南面部分の景観整備を行う。

### 4. 今後の整備計画とその方針

#### (1) 安土山南面整備

##### ①現状と課題

南面地区は『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』で景観整備地区として位置づけられ、平成11年度に整備基本計画を策定している。整備にあたっては南面を通る県道2号線の取扱いが問題となるが、現在、県道バイパス工事の計画が進行しはじめたため、バイパス工事に合わせて環境整備を進めていく。現在内堀周辺の土地については東端部分を近江八幡市が公有化しているが、西側部分については公有化できておらず、全体を整備するためにはその部分の公有化が不可欠となる。

##### ②整備の方向性

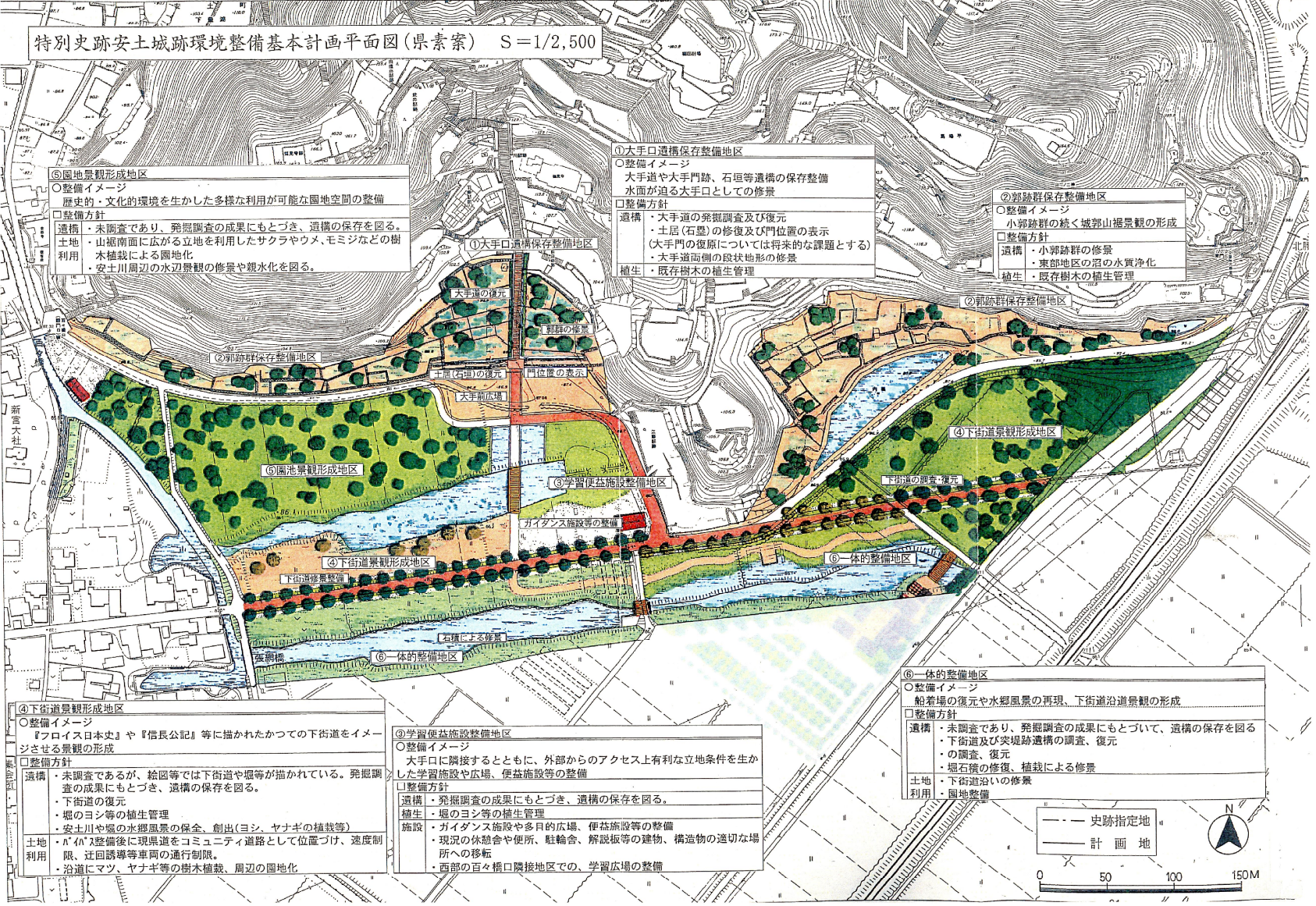
○平成2年度策定の『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』の基本方針、ならびに平成11年度に策定した『特別史跡安土城跡環境整備基本計画』に基づき、大手口・内堀周辺の景観整備を行う。

○整備にあたっては事前の調査を実施し、遺構の状況を確認する。

○県道2号線バイパス道路安土工区については史跡指定地に隣接する地域であり、バイパス道路が出来ることによって史跡にメリットが有る整備を行う。

○史跡指定地外である外堀の周辺地については、追加指定に向けて地権者の同意を得ていくほか、公有化も視野に入れていくものとする。





特別史跡安土城跡環境整備基本計画平面図(県素案) S=1/2,500

**⑥園地景観形成地区**  
 ○整備イメージ  
 歴史的・文化的環境を生かした多様な利用が可能な園地空間の整備  
 □整備方針  
 選構・未調査であり、発掘調査の成果にもとづき、遺構の保存を図る。  
 土地・山裾南面に広がる立地を利用したサクラやウメ、モミジなどの樹木植栽による園地化  
 利用・安土川周辺の水辺景観の修景や親水化を図る。

**①大手口遺構保存整備地区**  
 ○整備イメージ  
 大手道や大手門跡、石垣等遺構の保存整備  
 水面が迫る大手口としての修景  
 □整備方針  
 選構・大手道の発掘調査及び復元  
 ・土居(石壁)の修復及び門位置の表示  
 (大手門の復元については将来的な課題とする)  
 ・大手道高欄の段状地形の修景  
 植生・既存樹木の植生管理

**②郭跡群保存整備地区**  
 ○整備イメージ  
 小郭跡群の続く城郭山裾景観の形成  
 □整備方針  
 選構・小郭跡群の修景  
 ・東部地区の冠の水質浄化  
 植生・既存樹木の植生管理

**④下街道景観形成地区**  
 ○整備イメージ  
 『フロイス日本』や『信長公記』等に描かれたかつての下街道をイメージさせる景観の形成  
 □整備方針  
 選構・未調査であるが、絵図等では下街道や堀等が描かれている。発掘調査の成果にもとづき、選構の保存を図る。  
 ・下街道の復元  
 ・堀のヨシ等の植生管理  
 ・安土川や堀の水郷風景の保全、創出(ヨシ、ヤナギの植栽等)  
 土地・利用・バ/A整備後に現県道をコミュニティ道路として位置づけ、速度制限、迂回誘導等車両の通行制限。  
 ・沿道にマツ、ヤナギ等の樹木植栽、周辺の園地化

**③学習便施設整備地区**  
 ○整備イメージ  
 大手口に隣接するとともに、外部からのアクセス上有利な立地条件を生かした学習施設や広場、便施設等の整備  
 □整備方針  
 選構・発掘調査の成果にもとづき、選構の保存を図る。  
 植生・堀のヨシ等の植生管理  
 施設・ガイダンス施設や多目的広場、便施設等の整備  
 ・現況の休憩舎や便所、駐輪舎、解説板等の建物、構造物の適切な場所への移転  
 ・西部の百々橋口隣接地区での、学習広場の整備

**⑥一体的整備地区**  
 ○整備イメージ  
 船着場の復元や水郷風景の再現、下街道沿道景観の形成  
 □整備方針  
 選構・未調査であり、発掘調査の成果にもとづいて、選構の保存を図る  
 ・下街道及び突堤跡選構の調査、復元  
 ・の調査、復元  
 ・堀石積の修復、植栽による修景  
 土地・利用・下街道沿いの修景  
 ・園地整備

特別史跡安土城跡南面整備基本計画平面図

## 5. 活用

歴史資産をまちづくりに活かすことによって、日本人としての歴史のアイデンティティを感じつつ、心の安寧、心のよりどころを得られるものを目指す。保存活用については、市民（住民）等が身近な歴史資産を生活場所の一部として再認識し、まちづくりに活用できるような環境づくりが必要である。そのために行政・地域住民・文化財所有者（土地所有者）はもとよりNPO 法人・民間企業等と協働した文化財保護体制の確立と、まちづくりの視点から歴史資産の活用を検討していく必要があり、あわせて次世代に継承していくことが第一である。

### （1）安土城と城下町の活用

- 子供たちの歴史文化の学習に資するよう、学校教育のカリキュラムとの相乗効果を目指すため、校外学習や出前講座を行い、本物に触れてもらい、後世への伝え人をつくる。
- 地域の歴史的文化的環境を活かし、特別史跡安土城跡とそれに関連する浄厳院、沙沙貴神社、常楽寺港、湧水地、活津彦根神社、新宮神社といった当時から残る著名な歴史資産はもとより、道標や路傍の石仏・小祠といった隠れた文化財にもスポットをあて、活用を図る。
- 朝鮮人街道等の旧街道を活かし、八幡山城や八幡城下町といった安土城廃城後八幡に移転した安土城下町とのネットワーク化を図る。

### （2）水辺景観と一体化した活用

- 旧近江八幡と旧安土を結ぶ水運を活用した地域間ネットワークを検討する。
- 特に安土城跡の内堀、外堀と併せた水運の活用を検討する。
- 中世（佐々木六角氏支配時代）の湖東平野の物資集積場所として栄えた「常楽寺港」等の港湾施設の整備活用方法を検討する。

### （3）近江風土記の丘として周辺史跡と一体化した活用

- 史跡観音寺城跡と山麓にひろがる石寺集落、史跡瓢箪山古墳、史跡大中の湖南遺跡を含む田園風景を構成する地域、景清道、中山道等の古道、桑実寺・御屋形跡・教林坊・老蘇神社（老蘇の森）等といった歴史資産と安土城郭資料館・滋賀県立安土城考古博物館・信長の館等とのネットワーク化を図る。
- JR安土駅から自転車（無料貸出し自転車）等を使って安土山・織山を中心に周遊できるコースの設定をし、各所にあるビューポイントの整備を図る。

### （4）多様な団体の参画と連携・協働

- 宗教法人の宗教活動及び住民の生活と史跡保護の共存・共栄を図る。
- 近江八幡市観光物産協会や東近江市観光協会との連携・協働を図り、観光客等の誘致

を図る。

- 織田信長関連の城跡のある清須市（清須城）、小牧市（小牧山城）、岐阜市（岐阜城）の関係部局や歴史博物館等の団体と連携・協働を図る。

#### （５）学校教育との連携

- 校外学習プログラムとして学校の現地見学を積極的に受け入れ、出前講座等授業との連携を図る。
- 学校支援メニューフェアを通じて校外学習プログラムの周知を図る。



## 第7章 運営方法および体制整備

### 1. 運営方法

特別史跡安土城跡は面積約 96ha と広大であり、また近江八幡市・東近江市の 2 市にわたり、地権者も多く、一円を適切に保存管理していくには多くの課題がある。滋賀県が管理団体に指定されてはいるが、宗教法人摠見寺はもとより周辺住民をふくめ特別史跡安土城跡にかかわる様々な団体・組織の協力を得て、円滑な管理運営を進める体制づくりを今後も継続していくことが不可欠である。

また、行政においても滋賀県教育委員会文化財保護課・近江八幡市総合政策部文化観光課・東近江市教育委員会歴史文化振興課が史跡にかかわる管理運営を担当しているが、そのほかに、学校教育、生涯学習、商工観光等に関わる各課との連携によって多様な活用範囲が広がるものと思われる。

さらに、長期的視野で見れば、平成元年度から 20 年度にかけて調査整備事業の実施体制として文化財保護課とは独立した安土城郭調査研究所が存在したが、かかる学術調査体制の再編成も考慮する必要がある。

このようなことから、特別史跡安土城跡の運営管理の基本方針を以下のように定める。

#### ○特別史跡安土城跡及び関連遺跡の総合的管理と活用のための調査・整備体制の構築

- ・特別史跡安土城跡の価値をより明らかにするために、安土城跡及び関連遺跡の調査を計画的・継続的に行うための体制づくりを行う。
- ・系統的な調査研究とその成果を受けた保存管理・整備活用を行うため、指導機関としての調査整備委員会を調査整備事業の進行に合わせてその都度組織化する。

#### ○滋賀県・近江八幡市・東近江市関係各課の連携による保存管理と整備活用の促進

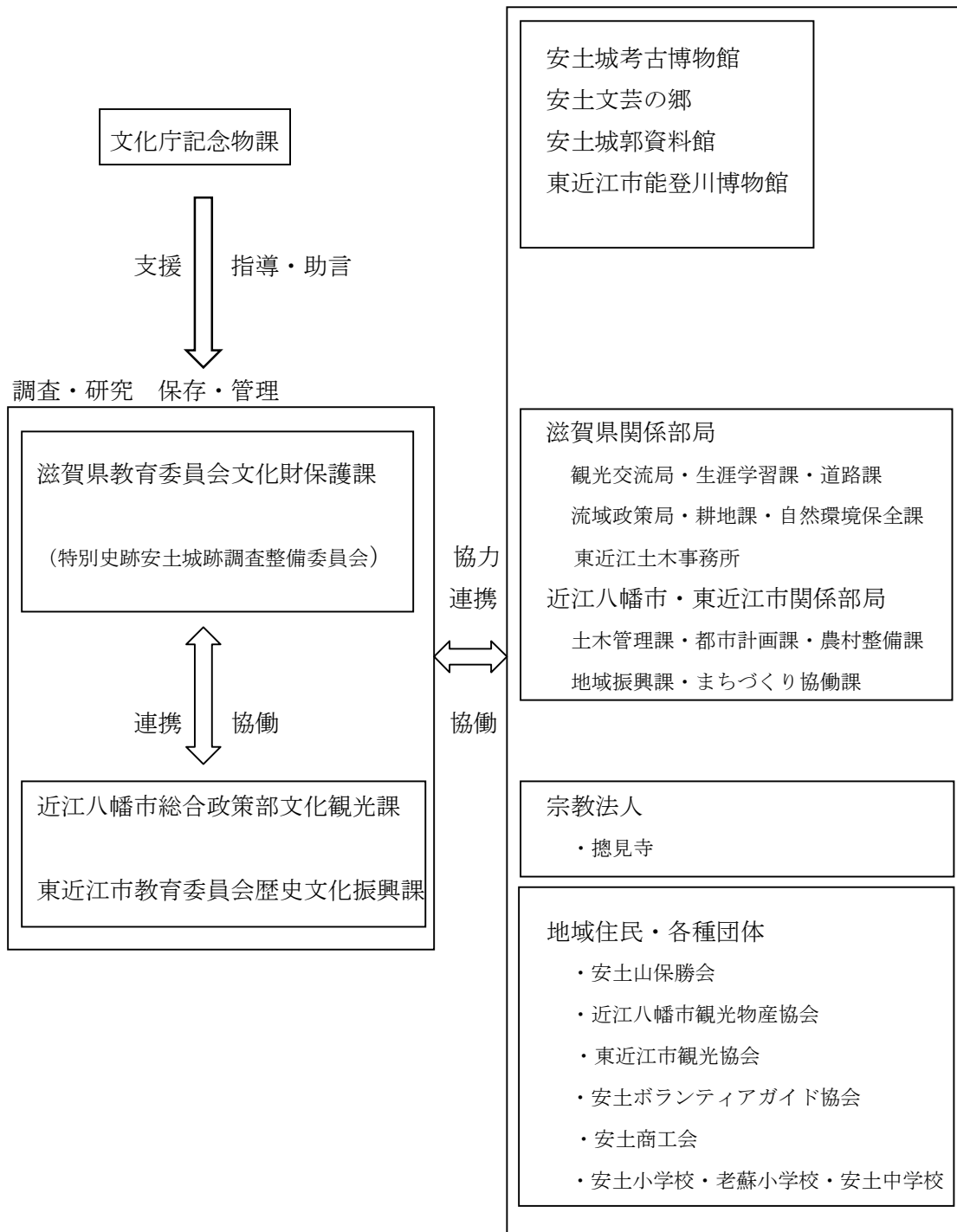
- ・特別史跡安土城跡の管理運営にあたっては、管理団体である滋賀県（滋賀県教育委員会）ならびに近江八幡市総合政策部文化観光課、東近江市教育委員会歴史文化振興課が連携をして行う。
- ・滋賀県教育委員会・近江八幡市総合政策部文化観光課・東近江市教育委員会歴史文化振興課は、文化振興、商工観光、学校教育、生涯学習等の各課と密接な連携を図るほか、安土城考古博物館・安土文芸の郷・信長の館・安土城郭資料館と活用等に関する情報の共有化を図る。

#### ○地域住民および宗教法人摠見寺との協働による管理運営の促進

- ・特別史跡安土城跡の維持管理や公開活用については、行政だけでなく、地域住民や宗教法人摠見寺の理解を得、協働で行う必要がある。地域住民・関連団体との相互理解のもとで管理運営を図っていく。
- ・特別史跡安土城跡は、特に次世代に継承し、永く保存活用をしていかなければならない。そのため地元安土・能登川の小中学生対象の普及啓発活動に積極的に取り組む必要がある。

## 2. 体制整備

運営方針に基づく体制整備は以下のとおりである。





## 第 8 章 施策の実施計画と経過観察

### 1. 保存・管理

#### (1) 実施計画

##### ア. 県有史跡地（特別史跡安土城跡）維持管理事業

##### イ. 特別史跡安土城跡施設維持管理事業

特別史跡安土城跡の維持管理を行なうもので、日常的な点検と定期的な除草伐木を行い、史跡地としての良好な環境を維持する。現在、安土城跡を顕彰することを目的とした公共的団体である一般社団法人安土山保勝会に事業を委託して実施している。史跡地としての良好な環境を維持するため、今後も継続して実施する。

##### ウ. 特別史跡安土城跡保存管理計画説明会

特別史跡安土城跡内の居住者に保存管理計画の内容を説明し、史跡保存についての理解を得る。

##### エ. 枯損木撤去事業

遺構に影響を与える恐れがある枯損木を伐採、撤去する。

##### オ. 追加指定

安土山南面外堀周辺の追加指定を検討する。

##### カ. 公有化

安土山南面農地の公有化を進める。

#### (2) 経過観察

ア・イ 毎年、継続して維持管理事業を実施する。

ウ 平成 28 年度に近江八幡市、東近江市で各 1 回説明会を開催する。

エ 平成 28 年度に公開エリアについて枯損木の現状調査を実施し、状況を把握する。その結果を踏まえ、文化庁・土地所有者と協議を進め、平成 29 年度以降に事業化を検討する。

オ 平成 28 年度から土地所有者との協議をはじめ、出来るだけ早期に追加指定を行なう。

カ 緊急の課題ではないため、諸条件が整った段階で実施する。実施に向けて地権者等の現況を把握する。

### 2. 整備

#### (1) 実施計画

##### ア. 特別史跡安土城跡環境整備事業

安土城跡大手南面地区の環境整備事業を『特別史跡安土城跡環境整備基本構想』『特別史跡安土城跡環境整備基本計画』に基づいて実施する。

#### イ. 特別史跡安土城跡復元遺構復旧事業

環境整備事業で復元した大手道石段の破損を修復する。

#### (2) 経過観察

ア 県道2号線バイパス建設工事の完成後に事業に着手する。そのための条件整備として、現況の把握、文化庁他関係部局との協議を進める。

イ 平成28年度から31年度にかけて実施し、修理を完了させる。

### 3. 活用

#### (1) 実施計画

##### ア. 校内外学習サポート事業

学校等からの依頼を受けて、特別史跡安土城跡での現地学習や、出前授業などを行なう。

##### イ. あづち信長まつりとの連携

連携事業として歴史講座や城跡・城下町探訪などを実施する。

##### ウ. 滋賀県立安土城考古博物館での展示

滋賀県立安土城考古博物館第2常設展示室の安土城コーナーに発掘調査で出土した遺物を展示資料として提供する。

#### (2) 経過観察

ア 学校支援メニューフェアで事業のPR活動を行い、学校からの依頼には積極的に対応する。

イ あづち信長まつりの前日に実施する。

ウ 出土遺物を滋賀県立安土城考古博物館の展示資料として寄託。定期的に展示替えをしながら、常設で展示する。

### 4. 運営・体制の整備

#### (1) 実施計画

##### ア. 史跡連絡会議の開催

近江八幡市文化観光課、東近江市教育委員会歴史文化振興課の担当職員と定期的に史跡の取扱についての会議を行い、情報を共有する。

##### イ. 安土観光関連団体ネットワーク会議への参加

旧安土町内に拠点を持つ官民団体が集まり、各団体の事業概要等、観光振興についての情報を共有する。

#### (2) 経過観察

ア 毎月1回連絡会議を開催し、情報共有を行なう。

イ 毎月1回の会議に出席し、情報交換を行う。